

○財務省告示第三百四十二号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に
 基づき、平成二十三年九月十五日に発行した個人
 向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十三年十月六日

財務大臣 安住 淳

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第十五回）
二	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で五百二億七千六百九十二万円
五	最低額面金額	一万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七	発行日	平成二十三年九月十五日
八	発行価格	額面金額百円につき百円
九	利率	年〇・一八パーセント
十	初期利子	平成二十四年三月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは
		平成二十四年三月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは

十一	第二期以後の利子
十二	償還期限
十三	償還金額
十四	払込期日
十五	払込場所
十六	中途換金
	の取扱い

、その翌営業日に支払う（以下
、次号及び第十二号において規
定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.18}{100} \times 2$$

毎年三月十五日及び九月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。
平成二十六年九月十五日
平成二十三年九月十五日
額面金額百円につき百円
日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十
四年九月十五日以後において行
うこととし、その買取金額は、
次の区分に応じ、それぞれの算
式により算出した金額とする。
(一) 平成二十四年九月十五日か
ら平成二十五年三月十五日前
までの間の場合

$$\frac{\text{償還金額} \times 100}{100} \times 2 - \text{受入金額}$$

なお、受入経過利子に相当す
る金額は、次の算式により算
出し、その算出結果に円未満
の端数が生じた場合には切捨
てとし、一円に満たない場合
には一円とする。ただし、受
入経過利子に相当する金額は

百十八号)による救助の行われ
 る災害が発生し、当該災害にか
 かったときには当該個人向け国
 債を有する者が、平成二十四
 年九月十五日前であっても、当
 個人向け国債の中途換金を請求
 することができないものとし、そ
 の買取金額は、次の区分に応じ、
 それぞれの算式により算出した
 金額とする。

(一) 平成二十四年三月十五日か
 ら平成二十四年九月十五日前
 までの間の場合

$$\begin{aligned} & \text{債面金額} + \text{経過利子に相当する金} \\ & \text{の金額} - (\text{利子に相当する金} \\ & \text{の金額} \times \frac{80}{100} + \text{経過利子に相当する} \\ & \text{の金額} - \text{収入経過利子に相当} \\ & \text{する金額}) \end{aligned}$$

(二) 平成二十四年三月十五日前
 の場合

$$\begin{aligned} & \text{債面金額} + \text{経過利子に相当する} \\ & \text{の金額} - (\text{経過利子に相当する} \\ & \text{の金額} - \text{収入経過利子に相当} \\ & \text{する金額}) \end{aligned}$$